

川西町教育委員会障害者活躍推進計画

令和2年4月

○障害者活躍推進計画の策定について

令和元年6月に、障害者雇用促進法（以下「法」という。）の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされた。本町教育委員会においても、法改正の趣旨を踏まえ、障害者活躍推進計画を策定する。

○障害者活躍推進計画

機関名	川西町教育委員会
任命権者	川西町教育委員会 教育長 小野庄士
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
川西町教育委員会における障害者雇用に関する課題	本町教育委員会では、職員総数が40人程度でありこれまで障害者に限定した募集・採用を行ってこなかった。また、採用権限については首長部局が中心的に担っており、積極的な障害者雇用を図ってこなかった状況にある。
目標	
(1) 採用に関する目標	○首長部局と連携を図り、計画期間内に新たに障害者（1名）の採用を目指す。
(2) 定着に関する目標	○なし ※今後、障害者である職員の雇用がなってから、定着状況データを把握予定。
取組内容	
(1) 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ※障害者職業生活相談員：法第79条により、一定数（5人）以上の障害者を雇用する事業所は選任することとなっている。 ○障害者が配属される部署を中心に、労働局が実施する各種講座に積極的に参加促進し、職員の理解向上に努める。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者雇用後は、定期的な面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障害者の意見・要望等に配慮しながら町長部局と連携し検討することとする。</p> <p>○特別支援学校、大学等からのインターンシップの中で障害生徒・学生の受入れを行う。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(4) その他	○障害者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会といった販売の場の提供について協力する。